

注視区域の変更について

内閣府政策統括官（重要土地担当）

区域の変更の決定について（法第14条第2項第2号）

- 対象施設の敷地の追加に伴う区域の変更。

防衛関係施設

米軍施設 車力通信所（青森県）

⇒市道18号線として使用されていた土地を防衛省が取得の上、車力通信所の敷地として、米側へ追加提供（令和8年1月20日 閣議決定）されたため、市道18号線部分の区域がなくなるもの。

- 自衛隊の組織改編に伴う対象施設の名称の変更による区域の変更（名称の変更のみ）。

※今回は既存の注視区域の変更のみであり、新規の注視区域の指定は行わない

区域の変更の対象

○ 区域の変更

区域	名称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
青森県五所川原市、 青森県つがる市	<u>車力高射教育訓練場</u> 、 <u>車力通信所</u>	防空機能（自衛隊）【 <u>車力高射教育訓練場</u> 】 警戒監視・情報機能（米軍）【 <u>車力通信所</u> 】

※ 区域は、内閣総理大臣告示において図面に示す部分に限る

※ 下線は、今回の変更に関する施設を示す

※ 車力通信所は、施設の敷地が追加されたことから、「車力高射教育訓練場、車力通信所」の区域を変更

○ 区域の変更（名称の変更のみ）

区域	名称（新） (赤字は特別注視区域)	名称（旧） (赤字は特別注視区域)
茨城県土浦市、 茨城県稲敷郡阿見町	<u>後方支援学校</u> 、航空装備研究所土浦支所	<u>武器学校</u> 、航空装備研究所土浦支所
茨城県土浦市、 茨城県稲敷郡阿見町	<u>後方支援学校</u> 、 <u>霞ヶ浦駐屯地</u> 、 <u>朝日燃料支処</u> 、 <u>霞ヶ浦高射教育訓練場</u>	<u>武器学校</u> 、 <u>霞ヶ浦駐屯地</u> 、 <u>朝日燃料支処</u> 、 <u>霞ヶ浦高射教育訓練場</u>
東京都北区、 東京都板橋区	<u>補給本部</u>	<u>補給統制本部</u>

※ 区域は、内閣総理大臣告示において図面に示す部分に限る

※ 下線は、今回の変更に関する施設を示す

地方公共団体に対する意見聴取の結果

- 対象施設の敷地拡大による区域の変更を伴うものについて意見聴取を実施。結果は以下のとおり。

(1) 区域の範囲について

- 特になし

(2) 町字について

- 特になし

(3) 開発計画、開発行為について

- 特になし

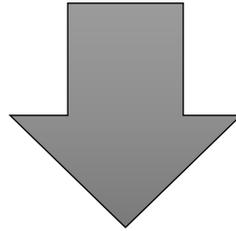
(4) その他

- 特になし

区域の変更に係るスケジュール

令和8年3月23日

第15回土地等利用状況審議会
(区域の変更の決定)



令和8年4月上旬

区域の変更の内閣総理大臣告示及び施行
(官報掲載)

(参考) 区域の指定の状況 (予定)

	区域 (※1)			防衛関係施設			海上保安庁 関係施設 (※2)	原子力 関係施設	空港	国境離島 (領海基線周辺) ※離島の数
	特別 注視区域	注視区域		自衛隊 施設	米軍 施設					
告示：R4.12 施行：R5.2	58	29	29	15	15	-	4	-	-	25
告示：R5.7 施行：R5.8	161	40	121	50	50	-	8	1	1	58 (※3)
告示：R5.12 施行：R6.1	180	46	134	213	207	6	-	3	6	-
			(※4) 12	15	15	-	-	-	-	-
告示：R6.4 施行：R6.5	184	33	151	231	186	45	4	19	2	2
			(※4) 4	7	4	3	-	-	-	-
告示：R7.3 施行：R7.5	1 (※5)	1 (※5)	0	1 (※5)	1 (※5)	-	-	-	-	-
告示：R7.6 施行：R7.8	1	1	0	1	1	-	-	-	-	-
告示：R7.12 施行：R8.2	1	0	1	1	1	-	-	-	1	-
告示：R8.4 施行：R8.4 (予定) (予定)	0 (※6)	0	0	-	-	-	-	-	-	-
合計	586	150	436	512	461	51	16	23	10	85
			(※4) 16	22	19	3	-	-	-	-

(※1) 区域の数と施設・離島の数は一貫しない

なお、「注視区域」欄は、特別注視区域に指定されていない注視区域の数

(※2) 法第2条第2項に定める海上保安庁の施設及び

法第2条第3項に定める国境離島等における領海警備等の活動拠点

(※3) 対馬については1回目でカウント

(※4) 特別注視区域の要件に該当するが、経済的社会的観点から注視区域として指定した区域

(※5) 新規で追加となったものは次のとおり

区域：「防府北基地、防府送信所」、施設：防衛イノベーション科学技術研究所

(※6) 既存の注視区域の範囲の変更及び名称の変更のため、区域の数は増えない

(参考) 区域の指定の概要 (令和8年3月現在)

これまで、計 **586箇所**(※)の区域 (特別注視区域：150箇所、注視区域：436箇所) を指定

(※)施設・離島の数と区域の数は一致しない

① 国境離島

無人の国境離島： 29島 (例：鳥島、聳島、北硫黄島、沖ノ御前島、臥蛇島)
有人の国境離島： 56島 (例：八丈島、佐渡島、伊豆大島、母島、対馬、奄美大島、沖縄島、西表島)
(領海基線の周辺)

② **海上保安庁関係** (※)： 16施設 (例：奄美海上保安部、香取海上保安署、第十一管区海上保安本部、那覇海上保安部、名護海上保安署、中城海上保安部、石垣海上保安部、宮古島海上保安部)

(※) 法第二条第二項に定める海上保安庁の施設及び同条第三項に定める国境離島等における領海警備等の活動拠点

③ 防衛関係施設

自衛隊施設： 461施設 (例：根室分屯基地、札幌駐屯地、千歳基地(北海道)、青森駐屯地(青森)、仙台駐屯地(宮城)、入間基地(埼玉)、習志野高射教育訓練場(千葉)、硫黄島航空基地、防衛省市ヶ谷庁舎、朝霞駐屯地、練馬駐屯地、府中基地(東京)、厚木航空基地(神奈川)、小松基地(石川)、守山駐屯地(愛知)、伊丹駐屯地(兵庫)、呉地方総監部(広島)、徳島航空基地(徳島)、対馬防備隊、佐世保地方総監部(長崎)、健軍駐屯地(熊本)、那覇基地、石垣駐屯地、与那国駐屯地(沖縄))

米軍施設： 51施設 (例：三沢飛行場(青森)、横田飛行場(東京)、横須賀海軍施設(神奈川)、経ヶ岬通信所(京都)、岩国飛行場(山口)、嘉手納飛行場、普天間飛行場、キャンプ・シュワブ(沖縄))

④ **原子力関係施設**： 23施設 (例：リサイクル燃料備蓄センター(青森)、福島第二原子力発電所(福島)、柏崎刈羽原子力発電所(新潟)、美浜発電所(福井)、原子燃料工業(株)熊取事業所(大阪)、島根原子力発電所(島根)、伊方発電所(愛媛)、玄海原子力発電所(佐賀)、川内原子力発電所(鹿児島))

⑤ **空港**： 10施設 (新千歳空港、秋田空港、山形空港、新潟空港、名古屋飛行場、八尾空港、福岡空港、佐賀空港、熊本空港、那覇空港)